

◎70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分		所得要件	限度額	
			3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア	基礎控除後の所得(※1)が901万円を超える世帯	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	イ	基礎控除後の所得(※1)が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	ウ	基礎控除後の所得(※1)が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	エ	基礎控除後の所得(※1)が210万円以下の世帯	57,600円	
非課税	オ	住民税非課税世帯(※2)	35,400円	24,600円

◎70歳から74歳の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		外来+入院(世帯ごと)		自己負担割合 (窓口負担)
		外来(個人ごと)		
現役並み所得者(※3)	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降: 140,100円)		3割
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降: 93,000円)		
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降: 44,400円)		
一般		57,600円 (年間限度額: 144,000円)	57,600円 (4回目以降: 44,400円)	2割
非課税	低所得者Ⅱ(※4)	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ(※5)		15,000円	

※1 基礎控除後の所得・・・前年の総所得金額等-基礎控除33万。

※2 住民税非課税世帯・・・同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯の人。

※3 現役並み所得者・・・70歳～74歳の国保被保険者のうち1人でも一定の所得(課税所得が145万円)以上の人がいる世帯に属する70歳～74歳の国保被保険者が対象。(同一世帯に属する70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合を除く)
※ ただし、収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、自己負担限度額が「一般」の区分となります。

※4 低所得者Ⅱ・・・同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

※5 低所得者Ⅰ・・・同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円になる世帯の人。